

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成30年11月1日(2018.11.1)

【公開番号】特開2018-6875(P2018-6875A)

【公開日】平成30年1月11日(2018.1.11)

【年通号数】公開・登録公報2018-001

【出願番号】特願2016-128028(P2016-128028)

【国際特許分類】

H 04 L 9/08 (2006.01)

【F I】

H 04 L 9/00 6 0 1 F

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月21日(2018.9.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

取得用情報12cは、情報を使用できる回数が例えば1回又は数回等に制限されており、制限された回数の使用後には記憶部12から消去される。取得用情報12cは、例えば車載通信装置10の製造段階などに記憶部12に書き込まれ、所定回数の使用により消去された場合には例えば車両1のディーラなどにて記憶部12に書き込まれる。なお記憶部12には、複数の取得用情報12cが記憶されていてもよい。例えば使用回数が1回のみに制限された取得用情報12cを10個記憶しておくことにより、証明書情報12bの有効期限が切れた場合の新たな証明書情報12bの取得を10回行うことが可能となる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0049

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0049】

また本実施の形態に係るサブサーバ装置52aの処理部61には、記憶部62に記憶されたプログラムを実行することによって、証明書情報作成処理部61a及び回答処理部61b等がソフトウェア的な機能ロックとして実現される。証明書情報作成処理部61aは、車載通信装置10からの依頼に応じて、証明書情報を作成する処理を行う。証明書情報作成処理部61aは、車載通信装置10から依頼と共に与えられる公開鍵、及び、記憶部62に記憶された自身の証明書情報62a等に基づいて、車載通信装置10の証明書情報を作成する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0050

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0050】

回答処理部61bは、車載通信装置10からの問合せに応じて、作成を依頼された証明書情報の作成状況を回答する処理を行う。回答処理部61bは、証明書情報の作成が完了したか否かを示す情報を、問合せ元の車載通信装置10へ送信することにより回答を

行う。なお、回答処理部6_1_bは、証明書情報の作成が完了していない場合、その旨を回答すると共に、例えば作成が完了する予定日時などの情報を車載通信装置10へ送信してもよい。また回答処理部6_1_bは、証明書情報の作成が完了している場合、その旨を回答すると共に、作成済みの証明書情報を車載通信装置10へ送信する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0071

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0071】

ステップS63又はS64にて行った正否判定処理に基づき、処理部11は、受信した問合わせが正当な問合わせであるか否かを判定する(ステップS65)。正当な問い合わせでない場合(S65: NO)、処理部11は、処理を終了する。正当な問い合わせである場合(S65: YES)、処理部11の回答処理部6_1_bは、問合わせに係る証明書情報の作成状況を確認し(ステップS66)、この証明書情報の作成が完了しているか否かを判定する(ステップS67)。問合わせに係る証明書情報の作成が完了していない場合(S67: NO)、回答処理部6_1_bは、証明書情報の作成が未完了である旨の回答を問合わせ元の車載通信装置10に対して送信し(ステップS68)、処理を終了する。証明書情報の作成が完了している場合(S67: YES)、回答処理部6_1_bは、証明書情報の作成が完了している旨の回答と作成済みの証明書情報を、問合わせ元の車載通信装置10に対して送信し(ステップS69)、処理を終了する。